

## 令和4年9月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		9
内 訳	新規制定	0
	一部改正	9
	廃止	0

### 1 長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	財政部市民税課、地域・市民生活部市民窓口課
理由	個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機による印鑑登録証明書、住民票の写し等の交付を受ける場合の手数料の金額の特例期間を延長すること等に伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 長野市印鑑条例の一部改正</p> <p>ア 印鑑登録者が、印鑑登録の証明を受けようとする場合に、印鑑登録証明書交付申請書に自らの個人番号カードを添えて申請するときは、印鑑手帳の添付を省略することができるものと定める。</p> <p>イ 個人番号カードを利用して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を交付する機能を有するものにより印鑑登録証明書の交付を受ける場合の手数料の金額の特例期間を令和7年9月30日まで3年間延長する。</p> <p>(2) 長野市手数料条例の一部改正</p> <p>個人番号カードを利用して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより次に掲げる書面を交付する機能を有するものにより当該書面等の交付を受ける場合の手数料の金額の特例期間を令和7年9月30日まで3年間延長する。</p> <p>ア 住民票の写し</p> <p>イ 戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面</p> <p>ウ 戸籍の附票の写し</p> <p>エ 個人の市民税及び県民税に係る課税内容証明書</p>
施行期日	公布の日

### 2 長野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課
-----	--------

理 由	国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業の取得要件を見直すこと等に伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 育児休業をすることができる非常勤職員に係る要件の一部に、その養育する子の出生の日から57日間の期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことを加える。</p> <p>(2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる要件の一部について、夫婦交代で育児休業の取得を可能とするための所要の条文の整備を行う。</p> <p>(3) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が当該子の2歳に達する日まで育児休業をすることができる要件の一部について、(2)と同様の整備を行う。</p>
施行期日	令和4年10月1日

### 3 長野市奨学基金条例の一部を改正する条例

担 当 課	教育委員会事務局総務課						
理 由	長野市奨学基金により入学準備金の貸付けを行うこと及び奨学資金の貸付けに係る要件を見直すことに伴い、改正するもの						
主な内容	<p>(1) 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学する者（以下「入学者」という。）の保護者で、次に掲げる要件の全てを満たすものと定める。</p> <p>ア 本市に引き続き1年以上居住していること。</p> <p>イ 入学者の入学に要する費用の調達が困難であること。</p> <p>ウ 保護者及び入学者が他の団体から別に高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校の入学に要する費用の貸与を受けていないこと。</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 奨学資金の貸付けを受けることができる者に係る要件の一部を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="488 1715 1358 2004"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。</td> <td>ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。</td> </tr> <tr> <td>イ 学業、性行共に優秀で健康であること。</td> <td>イ 修学の意欲を有すること。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。	ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。	イ 学業、性行共に優秀で健康であること。	イ 修学の意欲を有すること。
改正前	改正後						
ア 公立若しくは私立の高等学校又は国立の高等専門学校に在学する者であること。	ア 高等学校若しくは専修学校の高等課程又は高等専門学校に在学する者であること。						
イ 学業、性行共に優秀で健康であること。	イ 修学の意欲を有すること。						

	(4) 入学準備金の貸付額は、規則で定める額とするものと定める。 (5) 入学準備金の貸付条件は、次に定めるところによるものと定める。 ア 貸付利子 無利子 イ 貸付回数 1回
施行期日	令和4年10月1日

#### 4 長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	建設部建築指導課
理由	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、市が新たに行うこととされる同法に基づく事務に係る手数料を徴収することに伴い、改正するもの
主な内容	長期優良住宅維持保全計画の認定の申請及び変更の認定の申請に対する審査事務に係る手数料を定める。
施行期日	令和4年10月1日

#### 5 長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部国民健康保険課								
理由	未就学児の保険料の軽減措置に係る規定を整備することに伴い、改正するもの								
主な内容	<p>(1) 当該年度において、その世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額等の被保険者均等割額を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、10分の5を乗じて得た額</td> <td>基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該年度において、この条例に規定する基準（以下「基準」という。）に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額等の被保険者均等割額を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、基準に定める減額割合を乗じて得た額に、10分の5を乗じて得た額</td> <td>次のアに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に基準に定める</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、10分の5を乗じて得た額	基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額	改正前	改正後	基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、基準に定める減額割合を乗じて得た額に、10分の5を乗じて得た額	次のアに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に基準に定める
改正前	改正後								
基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、10分の5を乗じて得た額	基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額								
改正前	改正後								
基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率に、基準に定める減額割合を乗じて得た額に、10分の5を乗じて得た額	次のアに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額 ア 基礎賦課額等の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に基準に定める								

		減額割合を乗じて得た額を 控除して得た額 イ アに掲げる額に、10分の 5を乗じて得た額
施行期日	公布の日	

## 6 長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	企画政策部交通政策課																													
理由	信州新町地区における長野市有償旅客運送自動車（以下「市バス等」という。）に係る運送方法等を見直すことに伴い、改正するもの																													
主な内容	<p>(1) デマンド運送を行う市バス等の路線に信州新町線を加える。</p> <p>(2) 信州新町線に係る運行日を月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）と定める。</p> <p>(3) 一部デマンド定期路線運送を行う市バス等の路線から粉ノ木線、越道線、信級線、宇内坂線、左右線、一倉田和線、南部線、細尾線、水内線及び牧内塩本線を除く。</p> <p>(4) 信州新町線に係る定期旅客運賃を次のとおり定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">通学定期券</td> <td rowspan="3">大人</td> <td>1月</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>13,680円</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>25,920円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小人</td> <td>1月</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>6,840円</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>12,960円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">片道通学定期券</td> <td>通学定期券の金額に 100分の50を乗じて得た金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">通園定期券（1月）</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			区分			金額	通学定期券	大人	1月	4,800円	3月	13,680円	6月	25,920円	小人	1月	2,400円	3月	6,840円	6月	12,960円	片道通学定期券			通学定期券の金額に 100分の50を乗じて得た金額	通園定期券（1月）			2,400円
区分			金額																											
通学定期券	大人	1月	4,800円																											
		3月	13,680円																											
		6月	25,920円																											
	小人	1月	2,400円																											
		3月	6,840円																											
		6月	12,960円																											
片道通学定期券			通学定期券の金額に 100分の50を乗じて得た金額																											
通園定期券（1月）			2,400円																											
施行期日	令和4年11月28日																													

## 7 長野市立学校設置条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課								
理由	長野市立信州新町小学校を長野市立信州新町中学校の敷地内に移転すること及び長野市立七二会中学校を廃止することに伴い、改正するもの								
主な内容	<p>(1) 長野市立信州新町小学校及び長野市立信州新町中学校の位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	改正前	改正後			
区分	改正前	改正後							

	長野市立信州 新町小学校	長野市信州新町新町 630 番地 1	長野市信州新町新町1000 番地 2
	長野市立信州 新町中学校	長野市信州新町新町1006 番地	
施行期日	(2) 長野市立学校から長野市立七二会中学校を除く。 令和5年4月1日。ただし、(2)については、令和6年4月1日		

## 8 長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	上下水道局水道整備課		
理由	長野市水道事業の事業計画を変更することに伴い、改正するもの		
主な内容	長野市水道事業の給水人口及び1日最大給水量を次のとおり改める。		
	区分	改正前	改正後
	給水人口	273,000人	265,000人
	1日最大給水量	110,000m <sup>3</sup>	109,000m <sup>3</sup>
施行期日	令和5年1月1日		

## 9 長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び長野市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

担当課	上下水道局営業課、上下水道局水道整備課		
理由	長野市公共下水道事業及び長野市農業集落排水事業に係る長野市公共下水道基本計画を見直すことに伴い、改正するもの		
主な内容	(1) 長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正		
	ア 長野市公共下水道事業の排水人口及び1日最大汚水量を次のとおり改める。		
	区分	改正前	改正後
	排水人口	115,691人	111,819人
	1日最大汚水量	57,399m <sup>3</sup>	60,247m <sup>3</sup>
	イ 千曲川流域下水道長野市関連公共下水道事業の排水人口、排水面積及び1日最大汚水量を次のとおり改める。		
	区分	改正前	改正後
	排水人口	173,090人	179,441人
	排水面積	6,452.3ha	6,456.5ha
	1日最大汚水量	90,840m <sup>3</sup>	84,130m <sup>3</sup>
ウ 長野市特定環境保全公共下水道事業の排水人口及び1日最大汚水量を次のとおり改める。			

区分	改正前	改正後
排水人口	13,828人	12,367人
1日最大汚水量	7,545m <sup>3</sup>	6,766m <sup>3</sup>

エ 城山排水処理施設の排水区域を千曲川流域下水道長野市関連公共下水道事業の排水区域に編入することに伴い、長野市農業集落排水事業の排水処理施設から城山排水処理施設を除く。

(2) 長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
 蟻ヶ崎排水処理施設の排水区域を千曲川流域下水道長野市関連公共下水道事業の排水区域に編入することに伴い、長野市農業集落排水事業の排水処理施設から蟻ヶ崎排水処理施設を除く。

(3) 長野市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正  
 長野市農業集落排水事業の城山排水処理施設の排水区域から編入した区域に係る長野市公共下水道事業に係る受益者分担金の額は、1戸につき30万 6,420円とするものと定める。

(4) 長野市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正  
 長野市農業集落排水事業の蟻ヶ崎排水処理施設の排水区域から編入した区域に係る長野市公共下水道事業に係る受益者分担金の額は、1戸につき23万 9,100円とするものと定める。

施行期日	令和4年10月1日。ただし、(1)エ及び(3)については令和6年4月1日、(2)及び(4)については令和7年4月1日
------	--